商工会だより

令和8年
11月号

高山南商工会公式LINE
（会員専用）
LINEID
@898bgwtd

労働保険の手続きはお済みですか
「労働保険未手続事業一掃強化期間」

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、農林水産業の一部を除き、必ず労働保険の成立手続きをしなければなりません

「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称です。
「労災保険」は、労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷、疾病にり患、死亡された場合に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。
「雇用保険」は、労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。
労働者とは職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者(パート、アルバイト等)を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は短時間労働者でも、１週間の所定の労働時間が２０時間以上で、かつ雇用見込が３１日以上である場合は手続きをしなければなりません。

加入手続きを行っていない事業主の方は、
すぐに成立手続きをお願いします。

◇お問合せ
岐阜労働局労働保険徴収室(☎058-245-8115)
高山労働基準監督署（☎0577-32-1180）
高山公共職業安定所（☎0577-32-5120）
高山南商工会（☎0577-52-3460）

高山南商工会では労働保険事務組合を設け、事業者の皆さまの労働保険の資格取得等の手続きのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

歳末大還元祭
参加事業所募集中!!
申込期限：１１月９日(月)
※詳しくは商工会ホームページをご覧ください。

年末の資金は大丈夫ですか？

◆マル経融資(小規模事業者経営改善貸付)の特徴
無担保・無保証人
年利3.05%（10月1日時点）
貸付限度額：2,000万円
返済期間：10年以内（うち据置期間2年以内）

◆ 借入には商工会からの推薦手続きが必要です。
◆ 融資のご利用をお考えの方は、お早めに商工会にご相談ください。

令和8年度　高山市外国人材セミナー
外国人材の『ホンネ』に迫る！
定着・活躍を実現するマネジメント術

高山市では、外国人材に定着・活躍してもらうために必要なマネジメントのポイントを学ぶセミナーを開催します。具体的な事例や、高山で働く外国人材の「リアルな声」を交えながら、外国人材が働きやすい職場づくりのヒントを提供します。

◆日　時　令和８年１１月１８日(水)
第１部　10:00～12:00　第２部　13:15～15:00
※どちらか一方の受講も可
◆会　場　高山市役所４階　中会議室
◆内　容
第１部　外国人材が「ここで働きたい」と思う職場のつくり方
～定着・活躍につながる社内体制のポイント～
第２部　外国人材の本音を聞くトークセッション
①高山市で働く外国人に聞く
「高山で働いてみて感じたこと」
②インドネシア人材に聞く
「イスラム教徒と一緒に働くために知っておきたいこと」
◆定　員　第１部、第２部　各２０名（先着順）
◆申　込　11月11日(水)までに
右のQRコードから
◆問合せ　高山市　雇用・産業創出課
TEL:0577-35-3182

岐阜県からのお知らせ
未来を描き、自ら成長する
若手社員育成講座

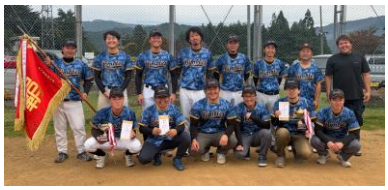
若手社員がいきいきと働き、成長し続けるためには、自身の成長を実感できることや、安心して挑戦できる職場環境が重要です。 本研修では、体験型ワークや対話を通じて主体性やコミュニケーション力を養うとともに、これまでの仕事を振り返り、自身の成長や強みを言語化することで、仕事への自信や働きがいを育みます。
若手社員の育成・定着を目指す企業の皆様のご参加をお待ちしております。

◆日　時　令和８年１１月２６日(木)・２７日(金)
両日とも　9:30～16:30
◆会　場　高山市民文化会館
◆対　象　県内中小企業に在籍の若手社員の皆様
◆定　員　２５名
◆参加費　無料
◆申　込　11月11日(水)までに
右のQRコードから
◆問合せ　(株)技研サービス　TEL：058-213-5116

商工会トピックス

スポーツの秋
商工会長旗争奪野球大会を開催

10月4日(日)、空模様が心配されましたが、青年部久々野支部の皆さんにご協力いただき、恒例の会長旗争奪野球大会を開催しました。今年は７チームが参加し、熱戦が繰り広げられ、接戦の末、優勝は「BIMBLES」、準優勝は「朝日ラッシーズ」でした。




優勝したBIMBLES(左)と準優勝の朝日ラッシーズ(右)の皆さん

ナイスショット！　会員親睦ゴルフコンペ

10月15日(木)、秋晴れの下、16名の会員とその従業員の皆さまに参加いただき、鈴蘭高原CCにおいて親睦ゴルフコンペを開催しました。
競技終了後には、クラブハウスにおいて表彰式と懇親会を行い、充実した秋の一日となりました。来年はぜひ皆さんも参加されませんか。



地域の賑わいを創出　青年部




10月17日(土)･18日(日)に高山市を舞台として「ラリーハイランドマスターズ2026」が開催されました。両日とも好天に恵まれ、ギャラリーステージとなった旧アルコピアの駐車場には、青年部久々野支部がバザーを出店し、全国各地からの来場者に軽食のほか特産のりんごなどでおもてなしをしました。

知的財産セミナーを開講

10月23日(金)、青年部の皆さんと共催で、弁理士の池田抄太郎氏を講師に招き、「経営者、後継者として学んでおきたい知的財産」と題し開催しました。青年部員9名が参加し、特許や商標などの基本から大手企業の知財戦略など事例を交えてわかりやすく説明されました。他人のデザインを勝手に使用するリスクなど、知財について学ぶことができました。



経営指導員の一期一会

飲食料品に係る消費税率の引下げ（その１）

現在開会中の臨時国会において「飲食料品に係る消費税率を、現行の８％から１％に引き下げること」について審議されています。その概要について国税庁の資料からシリーズでお知らせします。

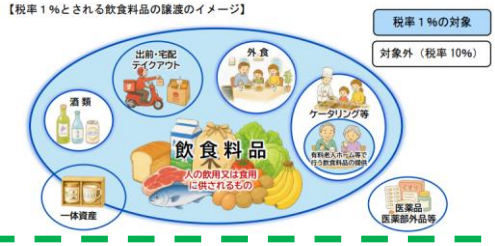
●対象品目と適用税率

・税率１％の対象とされるのは、令和９年４月１日から令和11年３月31日までの間に行われる飲食料品の販売及び飲食料品の保税地域からの引取りとなります。
・税率１％の対象とされる飲食料品の範囲は、令和９年３月31日以前において税率８％の対象である飲食料品の範囲と同様です。出前・宅配、テイクアウトも１％の対象となります。

●税率変更に伴う経過的な取り扱い

・令和９年４月１日以後に行う飲食料品の販売については、原則として税率１％が適用されますが、右の取引を行う場合には、税率８％が適用されます。

【税率１％とされる飲食料品の譲渡のイメージ】



① 令和9年1月1日前に締結した**定期供給契約**(不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、税率1%を前提とするものを除きます。)に基づき同年4月1日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の販売(その対価を領収している部分に限ります。)



② **通信販売の方法**により令和9年1月1日前にその販売条件の提示(税率1%を前提とするものを除きます。)が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の販売



高山南商工会
最新の情報はホームページをご覧ください。
https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/
本　　所　☎52-3460
e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp
朝日支所　☎55-3529